

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年8月3日（平成28年（行情）諮問第481号）及び同年9月5日（同第557号）

答申日：平成28年12月14日（平成28年度（行情）答申第581号及び同第585号）

事件名：「航空安全情報」の開示決定に関する件（文書の特定）
「航空安全情報」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「『航空安全情報』2015年7月～9月号。＊電磁的記録が存在する場合，その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し，次の6文書（以下，併せて「本件対象文書」という。）を特定し，その一部を不開示とした各決定は，妥当である。

文書1 航空安全情報 2015年7月号 No. 506（表紙及び巻頭言の1枚目のみ）

文書2 航空安全情報 2015年8月号 No. 507（表紙及び巻頭言の1枚目のみ）

文書3 航空安全情報 2015年9月号 No. 508（表紙及び巻頭言の1枚目のみ）

文書4 航空安全情報 2015年7月号 No. 506（表紙及び巻頭言の1枚目を除く）

文書5 航空安全情報 2015年8月号 No. 507（表紙及び巻頭言の1枚目を除く）

文書6 航空安全情報 2015年9月号 No. 508（表紙及び巻頭言の1枚目を除く）

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成27年12月24日付け防官文第19636号及び平成28年3月22日付け防官文第5801号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定及び一部開示決定（以下，順に「処分1」及び「処分2」といい，併せて「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

(1) 異議申立書

ア 他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

(2) 意見書（平成28年（行情）諮問第481号）

諮問庁では変更履歴情報等が存在しても開示対象と扱わずに処分を行っている。

諮問庁は理由説明書で、本件対象文書の履歴情報等について「防衛省において業務上必要ないものとして利用又は保存されている状態にな

く」と主張している。

ところが平成28年7月1日付書状及び同年7月15日付書状によれば、開示実施の担当窓口では、変更履歴情報等について付随を避ける措置を施した上で、複写の交付を行っていると説明している。

この説明によれば、諮問庁は変更履歴情報等が存在しても開示対象と扱わずに開示決定等を行っているのである。

本状から推測するに、おそらく開示実施を直接担当している職員は、変更履歴情報等が開示対象になり得るという事実を知らずに開示実施を遂行しているものと思料される。

そこで改めて変更履歴情報等の有無を確認すると共に、その情報について開示決定等やり直すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「『航空安全情報』2015年7月～同年9月号。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（本件請求文書）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

開示決定等に当たっては、法11条を適用して平成28年3月23日まで開示決定等の期限を延長した上で、平成27年12月14日付け防官文第19636号により、文書1ないし文書3について法9条1項による処分1を行った後、平成28年3月22日付け防官文第5801号により、残余の部分（文書4ないし文書6）について、法5条1号及び3号の不開示情報に該当する部分を不開示とする処分2を行った。

2 不開示とした部分及び理由について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由については別表のとおりである。

3 航空安全情報について

- (1) 航空安全情報は、教育訓練等における事故防止や安全意識高揚の資とすることを目的として、陸上幕僚監部装備部航空機課（以下「航空機課」という。）が編集し、陸上幕僚監部が発行する部内向けの文書である。
- (2) 航空機課は、寄稿者から電子メールで寄せられた電磁的記録及び航空機課が作成した巻頭・巻末の電磁的記録を編集して原稿を作成し、PDFファイル形式に変換した後、防衛省内において印刷及び製本し冊子としている。
- (3) 寄稿者から寄せられた電磁的記録及び航空機課が作成した巻頭・巻末の電磁的記録は、原稿が完成した時点で必要がなくなるので廃棄してお

り、原稿についても、PDFファイル形式に変換した時点で廃棄している。

4 異議申立人の主張について

(1) 異議申立人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、本件対象文書の取扱いは上記3のとおりであり、PDFファイル形式以外の電磁的記録を保有していない。

なお、異議申立人は処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の形式は明示していない。

(2) 異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定を求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような『本件対象文書の内容と関わりのない情報』との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報やプロパティ情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

(3) 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認するよう求めるが、本件異議申立てがあった時点においては、開示の実施は行われておらず、したがって複写の交付も行われていない。

(4) 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、一部に対する不開示決定処分の取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性について十分に精査した結果、その一部が別表のとおり法5条1号及び3号に該当することから、当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

(5) 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分

を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、平成28年（行情）諮問第481号及び同第557号を併合し、調査審議を行った。

- ① 平成28年8月3日 諮問の受理（平成28年（行情）諮問第481号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同年9月5日 諮問の受理（平成28年（行情）諮問第557号）
- ④ 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ⑤ 同月15日 異議申立人から意見書を収受（平成28年（行情）諮問第481号）
- ⑥ 同月27日 審議（平成28年（行情）諮問第557号）
- ⑦ 同年12月12日 平成28年（行情）諮問第481号及び同第557号の併合並びに本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件対象文書は、教育訓練等における事故防止や安全意識高揚の資とすることを目的として、航空機課が編集し、陸上幕僚監部が発行した部内向けの文書であるとのことであった。

処分庁は、本件対象文書の一部が法5条1号及び3号に該当するとして不開示とする原処分を行い、異議申立人は、原処分の取消し及び本件対象文書のPDF形式以外の電磁的記録の特定を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 航空機課は、本件対象文書の原稿として寄稿者から電子メールで寄せられた電磁的記録及び航空機課が作成した巻頭・巻末の電磁的記録を編集して本件対象文書の原稿を作成し、PDF形式に変換した後、防衛省内において印刷及び製本し冊子とするとともに、PDF形式の電磁的記録を、陸上自衛隊の部内イントラネット上の掲示板に掲載している。

イ 本件対象文書は、掲示板へ掲載している上記アのPDF形式の電磁的記録及び紙媒体であり、本件対象文書の外に電磁的記録は保有していない。

(2) 本件対象文書の作成方法及び利用方法を踏まえると、本件対象文書以外に電磁的記録を保有していない旨の諮問庁の上記(1)の説明に不自然、不合理な点はなく、防衛省において、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書(電磁的記録)を保有しているとは認められない。

3 不開示情報該当性について

(1) 法5条1号該当性について

別表の番号1欄に掲げる不開示部分は、自衛隊員等の写真の顔部分である。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 法5条3号該当性について

別表の番号2欄に掲げる不開示部分には、海上自衛隊の装備品配備に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、海上自衛隊の態勢及び運用能力が推察され、悪意を有する相手方がその弱点をついた行動を採ることが可能となるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び3号に該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は同条1号及び3号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別表

番号	不開示とした部分		不開示とした理由
1	文書 4	1 3 頁, 6 9 頁及び 7 1 頁の写真の顔部分	個人に関する情報であり, 特定の個人を識別することができることから, 法 5 条 1 号に該当する。
	文書 5	5 頁, 4 3 頁, 4 4 頁上, 4 5 頁, 5 8 頁及び 5 9 頁の写真の顔部分	
	文書 6	4 頁, 1 1 頁, 3 5 頁, 4 9 頁, 5 3 頁ないし 5 8 頁, 7 1 頁及び 7 3 頁の写真の顔部分	
2	文書 6	3 9 頁及び 4 0 頁の一部	陸上自衛隊の装備品配備に関する情報であり, これを公にすることにより, 陸上自衛隊の態勢及び運用能力が推察され, 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法 5 条 3 号に該当する。